

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付等の取扱いについて

1 交付について

「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」（以下「交付要領」という。）第2の3に規定する「2の改善指導を行った場合でも、その指導事項の改善状況の確認により、当該施設が別表の全項目について適合していることを確認した場合」とは、次のいずれかに該当するときとする。

- ① 当該施設の設置者から、交付要領第2の2に規定する改善指導（以下「改善指導」という。）に当たって付された報告期限までに、改善指導における指導事項（以下「指導事項」という。）に係る改善の内容について文書による報告があり、当該改善の内容を確認した結果、指導事項に対する改善が完了したと次世代育成課長が認めるとき。
- ② 当該施設の設置者から、改善指導に当たって付された報告期限までに、指導事項に係る改善計画（改善指導後6か月以内に改善が完了する計画となっているものに限る。）について文書による報告があり、かつ、別途指定する報告期限までに指導事項に係る改善の内容について文書による報告があり、当該改善の内容を確認した結果、指導事項に対する改善が完了したと次世代育成課長が認めるとき。

2 返還について

交付要領第2の4に規定する「3に定める証明書交付の要件を満たさなくなると認められるとき」とは、次のいずれかに該当するときとする。

- ① 指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた者から、改善指導に当たって付された報告期限までに、指導事項に係る改善の内容又は指導事項に係る改善計画（改善指導後6か月以内に改善が完了する計画となっているものに限る。）について文書による報告がないとき。
- ② 指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた者から、改善指導に当たって付された報告期限までに、指摘事項に係る改善計画（改善指導後6か月以内に改善が完了する計画となっているものに限る。）について文書による報告があったが、別途指定する報告期限までに指導事項に係る改善の内容について文書による報告がないとき。
- ③ 指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた者から、指導事項に係る改善の内容について文書による報告があったが、当該改善の内容を確認した結果、指導事項に対する改善が完了していないと次世代育成課長が認めるとき。

3 再交付について

指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた者が、紛失又は汚損により交付要領第2の5に定める証明書の再交付を求める場合は、書面により神奈川県知事に申請するものとする。